

最低制限価格算出方法について〈業務委託〉 (令和4年5月改定)

美馬市

市が電子入札で発注する業務委託における最低制限価格の算出方法は、次のとおりです。

1. 最低制限価格設定の対象業務

- (1) 測量
- (2) 地質調査
- (3) 屋外での作業を主とする維持管理業務
- (4) 土木関係建設コンサルタント業務
- (5) 建築関係建設コンサルタント業務
- (6) 補償関係コンサルタント業務

2. 最低制限価格算出方法

1 (1)～(6)の業務委託の最低制限価格(税抜き)の算出については、次の式によるものとする。
なお、最低制限価格(税抜き)の設定の単位については、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。

$$\text{最低制限価格(税抜き)} = \text{最低制限基本価格(税抜き)} \times \text{ランダム係数}$$

3. 最低制限基本価格算出方法

最低制限基本価格(税抜き)の算出については、次の(ア)～(カ)の式によるものとする。

ただし、(ア)及び(イ)の業務においては、この算式により算出した最低制限基本価格(税抜き)が予定価格(税抜き)の $8.5/10$ を超える場合は予定価格の $8.5/10$ を、予定価格の $2/3$ に満たない場合は予定価格の $2/3$ を最低制限基本価格とし、(ウ)の業務においては、この算式により算出した最低制限基本価格(税抜き)が予定価格(税抜き)の $9.2/10$ を超える場合は予定価格の $9.2/10$ を、予定価格の $7.5/10$ に満たない場合は予定価格の $7.5/10$ を最低制限基本価格とし、(エ)、(オ)及び(カ)の業務においては、この算式により算出した最低制限基本価格(税抜き)が予定価格(税抜き)の $8/10$ を超える場合は予定価格の $8/10$ を、予定価格の $2/3$ に満たない場合は予定価格の $2/3$ を最低制限基本価格とする。

なお、最低制限基本価格(税抜き)の設定の単位については、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとするが、最低制限基本価格(税抜き)が予定価格(税抜き)の $2/3$ である場合は千円未満を切り上げる。

(ア) 測量

直接測量費+測量調査費+諸経費×0.55

(イ) 地質調査

直接調査費+間接調査費×0.9+解析等調査業務費×0.8+諸経費×0.6

(ウ) 屋外での作業を主とする維持管理業務

直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費等×0.55

(エ) 土木関係建設コンサルタント業務

直接人件費＋直接経費＋その他原価×0.9＋一般管理費等×0.48

(オ) 建築関係建設コンサルタント業務

直接人件費＋特別経費＋技術料等経費×0.6＋諸経費×0.6

(カ) 補償関係建設コンサルタント業務

直接人件費＋直接経費＋その他原価×0.9＋一般管理費等×0.45

4. ランダム係数について

別紙「ランダム（無作為）係数の算出について」を参照すること。（省略）

5. 適用案件

原則として、令和4年5月1日以降に電子入札で入札公告又は指名通知を行う案件

美馬市企画総務部総務課 入札契約担当 電話 0883-52-1212
--